

議 事 録

令和4年度四万十町農業委員会12月総会

日 時 令和4年12月26日(月)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 大正地域振興局 2階 大会議室

日 程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------|
| 第1 | 指定第17号 | 会期の決定について |
| 第2 | 指定第18号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第3 | 報告第19号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 第4 | 報告第20号 | 農地法第18条の規定による合意解約通知について |
| 第5 | 報告第21号 | 非農地証明事務処理報告 |
| 第6 | 議案第37号 | 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第7 | 議案第38号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第8 | 議案第39号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第9 | 議案第40号 | 四万十町賃借料情報提供について |
| 第10 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 竹内 純 |
| 16. 中原 英昭 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- 30 澤田 憲男

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・宮本 和也・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは、年の暮れの大変忙しい中に皆さんお集まりいただきまして誠にありがとうございます。あと5日ほどで今年も終わりにになりました。今年の冬は寒くなると予報しておりましたが、本当に12月に入りますと寒い日が続いております。全国的にも大雪のニュースや立ち往生して車に閉じ込められたり、停電したりとか、そういったニュースがたくさん届いております。また、高知県でも23日の朝、高知市は観測史上初めてだそうです14cmという雪が降り、須崎からの高速道路の通行止め、翌日も終日通行止めになっておりました。

今年一年を振り返ってみますと、農業委員会の活動にとりましても色々ありました。当初よりありました、農業委員会の活動の見える化と言うことで活動記録簿の提出が変わりまして、最初は月6回以上、活動が0回の人が出た場合には、連帯責任になるという事で、困ったなと思いながら頑張っておりましたが、突然連帯責任の方が無くなりました。引き続き最適化活動につきましては目標に沿ってしっかりやってくださいよということで、そちらの方も皆さんご協力のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

それと今年、今までやっとなり親しんだ名前になってきた人・農地プランが突然地域計画と言う形に名前を変えて聞こえてきました。地域の将来の姿を描き、地域をどうしたらいいかみんなで考えていくと言うことで、タブレットなどを使って利用状況調査、また集積、それから、目標地図といったものを作っていくと言うことを皆さんに行っていただきたいと、そういったことも降りてきておりますので、先月も言いましたが、まだタブレット配られたばかりで使い方もまだよくわかりません。10台しかきておりませんので皆さんが一斉に使うということがなかなかできませんが、これも研修会等を行ないながらやって行きたいと思えます。これは来年度以降の取り組みの一つとなっておりますので、皆さん、またよろしくお願い申し上げたいと思います。

今年1年、大変皆様方にはお世話になりました。また来年度もどうかよろしくお願い申し上げたいと思います。それでは今年最後になります、12月総会をただ今より始めたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今から、令和4年度四万十町農業委員会12月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願い致します。

憲章朗読につきましては新型コロナウイルス感染症拡大のため省略をします。

議長

本日の会議に、30番 澤田憲男委員からの欠席の届が、7番浜田大彰委員から遅刻の届が出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第17号「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。令和4年度四万十町農業委員会12月総会の会期は、令和4年12月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。
次に、日程第2、指定第18号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に9番 山本道雄委員と34番 平野直人委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第3 報告第19号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第19号「農地法第3条の3の規定による届け出について」を報告します。議案書は、3ページからです。件数につきましては、窪川地域の2件になります。なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。
番号1番、土地の所在地、見付字カクレジク1062番、地目、田、面積189㎡です。届出日 令和4年10月12日、届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっています。
続いて番号2番、土地の所在地、窪川中津川字道ノ下989番1、地目、田、面積419㎡、他28筆あり合計29筆。面積、10,980㎡です。届出日 令和4年11月2日 届出事由 相続。あっせん希望については、希望しないとなっています。
相続した農地については、整備されている農地もありますが、現況が山林の状態や原野の状態もあります。現況農地ではない農地については相続人の方にお知らせをしています。説明は以上です。

議長 報告第19号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第19号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第20号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 20 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」をご説明します。議案書は、5 ページです。件数は窪川地域の 1 件です。
借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。
番号 1 番、土地の所在地、東川角字除添甲 1110 番、地目、田、面積、2,505 m² 外 5 筆あり 合計 6 筆 面積 8,932 m²です。解約事由は、双方合意。
合意年月日、引渡年月日ともに、令和 4 年 11 月 24 日です。
この件は、来月以降に別の耕作者へ利用権設定をするための合意解約になります。
説明は以上になります。

議長 報告 20 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 20 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 21 号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 21 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書 6 ページをご覧ください。
今月は窪川地域から 1 件、西部地域から 1 件となっております。
番号 1 番。添付資料は 1 ページから 2 ページです。七里字桜ヶ窪甲 270 番 2、地目、畑、面積、71 m²です。申請地は 50 年ほど前の県道施行事の残地で、細長く狭小な土地のため耕作が不便なことから平成 9 年頃に花木を植栽し現在に至っています。申請の直前に、何本かあった木は根元から伐採してしまっており切り株が残っている状態です。令和 4 年 11 月 30 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。
番号 2、添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。
土地の所在地は、芳川字ハヤシ 69 番 7、地目、田、面積は 15 m²です。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積が 167 m²です。申請地は、昭和 63 年に倉庫を建築し、宅地として利用されている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 4 年 12 月 5 日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 21 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 21 号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第37号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(7 番浜田大彰委員入室)

事務局 議案第37号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は7ページからです。申請地の位置は添付資料の5ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の2件、西部地域1件の計3件です。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。番号1番と2番については同じ譲受人になります。少しまとめてご説明します。

番号1番 土地の所在地、興津字立花谷1130番2、地目、田、面積569㎡、他3筆あり、合計4筆、面積2,184㎡です。

番号2番 土地の所在地、興津字立花谷1136番1、地目、田、面積541㎡。他1筆あり、合計2筆、面積2,385㎡です。

権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。譲受人の下限面積は今回の申請で達成しております。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。窪川地域は以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。番号3について説明します。

土地の所在地、昭和字池ノ下281番2、地目、畑、面積、237㎡。以下13筆あり、合計14筆、面積が4,522㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の下限面積は今回の申請で達成しております。申請地は、野菜等の栽培をする予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第37号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、2番。33番 橋本健太郎委員。

33番 番号1番について、昨日、譲渡人・譲受人から確認しました。現況は田であることを確認しました。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることも確認しました。譲渡人は、高齢のため長女が管理をしていましたが、譲受人がこれから作るということで、任せるといったことになったそうです。

番号2番ですけど、現況は田であることを確認しました。譲受人は、十数年ぐらい前から義理の祖父母が水稻を作っていて、作業を一緒にやっていたようです。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。

番号2番の土地ですが、別の人が耕作をしていましたが、耕作しなくなったので近くの譲受人が耕作することになったようで、譲渡人も良かったと言っていました。

以上で、番号1番、2番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号3番。12番 竹村加壽子委員。

12番 番号3番について補足説明します。20日に譲渡人には電話で譲受人には武内道則委員と3人で現地にて聞き取りを行いました。今回の案件ですが、空き地になり処分したい譲渡人と住宅を探していたIターンの譲受人との売買です。

譲渡人の方から住宅だけではなく、山林、農地全てまとめて買ってくれませんかと相談されて、破格の値段を提示されたので売買に至ったそうです。宅地、建物、山林は登記が完了していますが、農地は農業委員会の許可が必要ということで、今回の申請になったとの事です。現況は田、畑でここ何年か耕作しておらず、草が生えていたみたいですが、すべて綺麗になっており、周辺農地に迷惑をかけておりません。また、年間150日以上農業に従事することを確認しております。

農業の経験が浅いですが、やる気のある若者です。一筆一筆の栽培計画を立てております。近所の方の協力を得られるということで問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第37号について質疑を許します。質疑はありませんか。
27番 市川正司委員。

27番 1番、2番の案件ですが、近くにお住まいと言っていたと思うのですが、譲受人の住所を見ると近くじゃなく町外のようなのですが、譲渡人との関係はどういうふうになりますか。

議長 33番 橋本健太郎委員。

33番 1番ですが、譲受人との関係ですが、譲渡人は譲受人の義理のひいおじいさんになります。今回話を聞いたのは、譲受人の義理の祖母から聞きました。場所ですが、近くというのは、耕作場所が近くということです。1番、2番が近いということです。通って耕作をするそうです。地区の近くに祖父母がいるので、管理とか色々教えてもらいながらやるそうです。

議長 他に質疑等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第37号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について

て」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 37 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は 9 ページ、今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 8 から 10 ページです。申請地は、1 筆。仁井田字倉木 453 番 22、地目、畑、面積、30 m²の農地です。権利事由は、所有権移転の贈与です。譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。転用計画につきましては、10 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、西側は譲渡人の農地、南側は地目が畑となっておりますが町道です。また、北側及び東側も同じく地目が農地（畑）となっておりますが、それぞれ転用許可済の墓地が整備されており、特に影響はないものと考えています。進入計画については、南側の町道より徒歩にて直接進入します。排水計画については、雨水のみで、自己所有地内で自然浸透する計画です。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。説明は以上です。

議長 議案第 38 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 24 日に話を聞いてきました。譲受人は、電話で話を聞きました。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、許可が有り次第着手することを確認しています。計画面積の妥当性ですが、必要最小限の計画で問題ないと思います。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、先ほど事務局の説明があったとおり、地図とは違ってます。地図では畑となっておりますが、そこは墓地となっていたり、道も町道と片方には上がる道もありまして、他の農地に影響はありませんので、問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 38 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

2 番 掛水誠幸委員。

2 番 町道と申請地の高低差はどれくらいですか。

事務局 町道との高低差ということですが、3メートル弱ぐらいです。

8 番 高さはあります。下の町道からは納骨堂は見えません。上がったから見える感じ
です。

2 番 道路が町道についているというのは、453-22 と 453-1 の間に道がついてい
ることですか。

8 番 違います。453-1 と 453-21 は既に墓地になっています。道があるのは、453-3
の間に上がっていく道があります。下の窪川町となっている所は、町道になって
います。この集成図とは違う地目になっています。

議長 他にございませんでしょうか。27 番 市川正司委員。

27 番 譲受人の住所が高知市の方ですが、元々こちらの方ですか。どういった経緯な
のか知りたいです。

議長 8 番 宮崎恵美子委員。

8 番 二人の関係は、親戚です。譲受人の叔母さんと譲渡人は義兄弟です。譲受人は、
元々町内に実家がありますが、お墓を整理したいがそこは問題があって出来なくて、
叔母さんがここに土地があるよっていう事になって、ここへ納骨堂を作るよにな
ったそうです。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 8 議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 39 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書は 12 ページから、添付資料については 11 ページからになります。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 1 月 4 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。件数につきましては窪川地域の 8 件、西部地域の 1 件の計 9 件です。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番を説明します。土地の所在地、神ノ西字上久保 370 番、地目、田、面積、1,135 m²。他 1 筆あり、合計 2 筆。面積、3,953 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 1 月 4 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 2 番。土地の所在地、神ノ西字上沖ゾリ 422 番、地目、田、面積、3,100 m²。他 1 筆あり、合計 2 筆。面積、5,578 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 1 月 4 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 3 番。土地の所在地、東川角字扇田甲 156 番、地目、田、面積、393 m²。他 7 筆あり、合計 8 筆。面積、2,597.86 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 1 月 4 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 4 番。土地の所在地、東川角字岩ノ本乙 286 番 2、地目、田、面積 700 m²。他 8 筆あり、合計 9 筆。面積、12,153 m²です。設定は新規になります。期間は令和 5 年 1 月 4 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間です。作物は水稻・ハウスのイチゴ・ゆず・野菜を栽培する計画です。権利の種類は親子間での使用貸借権の設定です。

続いて番号 5 番。土地の所在地、口神ノ川字立目 1686 番 1、地目、田、面積、1,029 m²。他 1 筆あり、合計 2 筆。面積、2,293 m²です。設定は更新になります。期間は令和 5 年 1 月 4 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間です。作物は野菜・ナバナを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号 6 番。土地の所在地、川ノ内字堂屋式 1298 番、地目、田、面積、1,857 m²。他 12 筆あり、合計 13 筆。面積、14,062 m²です。設定は更新になります。期間は令和 5 年 1 月 4 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 1 年間です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号7番。土地の所在地、市生原字梶田439番2、地目、田、面積、609㎡。他2筆あり、合計3筆。面積、2,117㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年1月4日から令和14年12月31日までの10年間です。作物はサツマイモを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

続いて番号8番。土地の所在地、平串字大庭田1162番1、地目、田、面積、6,700㎡。他11筆あり、合計12筆。面積、17,029.17㎡です。設定は新規になります。期間は令和5年1月4日から令和24年12月31日までの20年間です。作物は飼料米・ハウスのニラ・水稻を栽培する計画です。権利の種類は親子間での使用貸借権の設定です。窪川地域は以上となります。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号9、土地の所在地、古城字ヒナタセ1520番、地目、田、面積、1,592㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和5年1月4日から令和7年12月31日までの3年になります。作物は、椎茸を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。西部からは以上です。

議長 議案第39号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番2番を一括で。21番 岡村博晶委員。

21番 番号1番について、12月24日に借受人と現地で内容を確認しました。借受人は、認定農業者であると共に、地域の担い手でもあります。長年専業農家として地域を支えています。新規ではありますが、問題ないと考えます。

番号2番についてですが、土地の所有者は一昨年前から体調を崩して農業をしていなくて、借受人と親せき関係だということで、新規ではありますが問題ないと考えます。

議長 続きまして、3番、4番一括で。22番 西井健夫委員。

22番 番号3番ですが先ほど岡村博晶委員にも説明してもらいましたが、新規ですが特に問題ないと考えます。生姜と水稻をやるそうです。

4番に関しまして、現場に行つて説明していただきました。貸出人は、借受人のお父さんです。イチゴとか柚子を親子で今はやっていますが、お父さんの方が80近いので借受人に対して貸借を結んだそうです。特に問題はないと思います。

議長 続きまして、番号5番。3番 廣井栄治委員。

3番 番号5番につきまして説明させていただきます。21日に現地を確認致しました。借受人より電話で聞き取りをいたしました。現況は田でありまして、綺麗に管理をされています。借受人は、父親と2人で農作業をしております、主にケールの栽培をしているそうです。養鶏につきましては、50羽ほど縮小して有機で野菜を栽培し

水稲栽培も行っているという事です。通年農業に従事しており、近隣農地との問題もなく、本人も担い手でもあり、また更新でもありますので問題ないと判断します。

議長 続きますして、番号6番。5番 濱田誠委員。

5番 番号6番につきまして、25日に借受人から話を聞いて来ました。借受人は、認定農業者ではありませんが、長年にわたり農業され経験豊富な地域の担い手です。内容も利用集積計画のとおりで更新でもあり、特に問題ないと判断します。

議長 続きますして、番号7番。6番 下元誠一郎委員。

6番 7番について説明したいと思います。貸出人には、12月23日自宅へ訪問し、借受人には12月25日に電話にてお話しを伺ってきました。

借受人は、この集落では3、4年前ごろより借りた農地での栗や、さつまいも等の栽培で度々草刈り等に来ており、また、東又の方でも大型施設にてトマトの栽培を行っております。年間150日以上、農作業に従事している地域の担い手でもあります。周辺農地にも悪影響がないことを確認しており、計画のとおり問題がないと考えます。以上です。

議長 続きますして、番号8番。29番 石田芳秋委員。

29番 番号8番について、12月22日に借受人、貸出人双方が一緒に仕事をしていたので話を伺いました。貸出人は長い間農業をしていて、そろそろ経営を譲ろうということで、今回の設定になったそうです。

議長 続きますして、番号9番。14番 吉良榮委員。

14番 番号9番について説明します。21日借受人から、24日に貸出人から確認しました。再設定でもあり、別に問題はあります。ただ、このハウスは椎茸栽培以外には使用できないということです。借受人は高齢ではありますが、年間150日以上の作業を行っています。この地域には80歳代、90歳代の元気な人がおります。以上、確認の結果、番号9番は問題なしと判断しました。審議をよろしく願います。

議長 議案第39号について質疑を許します。質疑はありますか。
27番 市川正司委員。

27番 番号5番について、この資料によりますと農作業従事日数が365日となっておりますが、1日も休みがないので不思議に思いましたので質問します。

議長 3番 廣井栄治委員。

- 3 番 養鶏をやっているのです、それで 365 日になっています。
- 議長 他にありませんか。16 番 中原英昭委員。
- 16 番 たぶん間違ってるかなと思うんですけど、利用権設定の 7 番の集成図で、458-1 は入ってないですね。
- 事務局 31 ページの集成図ですが、458-1 については、申請には含まれていませんので、訂正します。
- 議長 他にありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第 39 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。
- 議長 続いて、日程第 9 議案第 40 号「四万十町賃借料情報提供について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 40 号「四万十町賃借料情報提供について」説明します。議案書は 18 ページになります。また、別途配布しております「令和 4 年度四万十町賃借料情報資料」も一緒にご覧ください。
- この賃借料情報提供とは、農地法第 52 条に基づき、地域ごとにおける賃借料の動向を収集し、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、農地の賃借料の情報提供を行うものです。今年 1 年間に賃貸借権を設定しました農地（議案件数 76 件、筆数 166 筆）について調査し、12 月総会の決定をへて公表となります。
- この賃借料情報は、作物ごとに分類し、水稻以外は、旧町村単位で公表していますが、今年度については大正、十和地域については一つにまとめて集計しております。ご了承ください。
- 水稻については、四万十町全体・基盤整備地域・未整備地域に分けています。あとは、畑の一般の野菜類、生姜、今回はデータが不足しておりまして大豆は公

表できておりませんが大豆、施設野菜、の項目に分類しています。

賃借料は、10a 当たりの単価を算出し、表示しています。粳、玄米などの物納の場合は、1 袋 (30kg) 当たり 6,000 円に換算して計算しています。この単価は今年の JA 四万十支所、十和支所のヒノヒカリの単価を参照しています。

計算方法ですが、1 年間の賃借料を「地域」「作物」「基盤整備の有無」ごとに区分し、平均を求めます。

また、その賃借料の中で、著しく高い場合、低い場合はデータ外としています。著しく高いとは、平均額×1.7 倍を超えるもの、著しく低いとは平均額×0.3 倍を下回るものとし、そのデータは計算には含まれていません。

それ以外の賃借料のデータで平均額、最高額、最低額を求め公表しています。

今年の水稲の平均でいいますと 9,200 円になりまして、基盤整備地でいいますと 10,200 円、未整備地域ですと 7,600 円になります。

畑 (普通畑) でいうと窪川地域の平均が 12,000 円、大正十和地域の平均は 7,200 円となります。

生姜の部におきましては、窪川地域が 51,600 円、大正十和地域が 36,400 円となります。簡単ですが説明は以上となります。

議長 議案第 40 号について事務局の説明が終わりました。

議長 議案第 40 号について質疑を許します。質疑はありますか。
27 番 市川正司委員。

27 番 お伺いしたいのですが、お米の値段ですが、粳、玄米一袋何十キロと書いていますが、大正・十和のお米と四万十町といえども窪川のお米の値段の差がかなりあるのですが、これはもう農業委員会が一緒だと言ってあげた方がいいのではないのでしょうか。大正・十和のお米がえらい安いのでかわいそうなんですけど。農協が違うので仕方ないのか、皆さんどうゆう風にお考えでしょうか。

議長 市川正司委員から意見が出ましたが、それに対して何かありませんか。

8 番 どれくらいか値段を聞いてみたいです。

35 番 農協で、ヒノヒカリ 1 等 5,000 円。2 等は、4,500 円。

6 番 この差というか、昔からのこの高南台地の霧がかかった仁井田米というブランド米ということで、前四万十農協が全部買取販売でやってきました。その価格がずっと来て、商売人は農協を基準にして、それよりちょっと上で買うというようなパターンが何年も続いてきました。安い幡多地域は、もう全農価格ということで、柚子でもそうですが、全農価格ということになっていると思います。幡多地域は。それで安いんじゃないのかと思います。合併の条件にしても、仁井田米の価格は統一しないというような申し出があった経緯があるんですが、仁井田米の一つのブランドとしてのそういう価格が維持されているんじゃないのかと考えられます。

15 番 とにかく今の JA の買い取り価格が安いという事で、今まで以上に JA 離れをする

んじゃないかと心配をしております。

議長 他に質疑はありませんか。16番 中原英昭委員。

16番 このデータは公表するデータですか。平均値だけを公表するっていうことになってるんですか。というのは、データが76件あって実際使われる66件。結局、10件も省かれている。77件中10件も極端に高いとか低いとかいうのは、10件あったら結構な量だと思うんで、それは結構な幅があるっていうふうに解釈できるんでないかなと思うんです、個人的な意見ですが。

だから高いのは、このぐらいあって低いのもこんなにあって。実際、その指定されている平均のやり方でやったらこんなもんですよっていう感じに出すのが妥当なのではないかと思えるくらい幅があるように思うんですけど。

これ平均だけで極端に、高いやつを出したらいけないとかいうことになっているのか、わからないんで言ってるんですけど。みんなに情報公開するのであれば、結構な幅があるんだったら結構な幅あるよって出してあげればと思います。

議長 事務局からもう一度説明してもらいます。

事務局 おそらくこの賃借料情報については、計算方法が昔から決まっていて、それに基づいて計算しているんですけど、おっしゃるとおり、そういう状況もあるので、変えるのであれば、今後そういう意見を踏まえて計算方法を変えていって、また総会とかに諮って変えていくのもありかなと思います。

16番 平均額の出し方はこれでいいと思います。
あんまり高い金額があったら、ものすごく上がってくるけど、高いところも低いところもある、そのはじかれてるデータが1件とか2件とか言うのだったら、もうこれでもいいかなと思うけど、はじかれているデータが10件とかなってきたら、それはもう幅の中の1つじゃないかなと個人的には思うので、こういう高いところだったりすることもあるっていう状況の中で、平均値はこんだけっていうのが分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局 計算方法としてもはじくようになっているので、はじいた額の最高額、最低額じゃなくて、全部ひくくめた最高額、最低額を明記するべきじゃないかということですよ。

8番 はじかれた最高額、最低額はどんな値段ですか。

事務局 水稲のはじかれた最高額は、反当り30,000円。最低額は、2,800円。野菜の大正・十和とかも2件ほどはじかれているのですが、それは薬草で40,000円とか、21,400円とかで最高額から外しています。データ数は、あくまで筆ごとなので、1件ですが筆数が多く高額だったりする場合があります。

議長 2 番 掛水誠幸委員。

2 番 今の 30,000 円ですが、生姜が絡んでるのかなと思います。
米で借りますよって言ったら現状では、窪川地域でいくと玄米 2 袋ですので、7,500 円の 15,000 円で、多分一般的に 15,000 円かなと。それ以上出している人は、ほとんどいないぐらいかなと思います。

議長 役員会でも揉んだんですが、4 番、5 番にも言えますが、そのデータ不足のため記載がありませんと書いておりますが、これも極端に高かったり低かったりという部分が実際 0 ではありませんが、なかなかこれを載せると見た方が間違えてしまうという。こんな高いのかっていう形で、理由がそれぞれあると思うんですよ。
その理由までやっぱり情報には入ってきませんので単純に極端に、高い極端に低いっていうのは省き、この計算式を用いてはじく。親戚だから安く貸すとか家の近くだから高くとか、事情があつてこう安い、高いがある。特別な事情があつて、そういうこともありますので、あまりにも参考にならないというか、変に誤解される部分も心配されるということで、4 番、5 番の件につきましても記載していない状況になっております。そういった部分をご理解いただきたいと思います。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 40 号 「四万十町賃借料情報提供について」本案を原案のとおり承認し、農地法第 52 条に基づく四万十町賃借料情報を別紙のとおり提供することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 40 号 「四万十町賃借料情報提供について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 10 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

事務局 11 月の総会でもちらっと言ったかもしれませんが、12 月は最適化活動の取組項目の中で「出し手受け手の掘り起し」強化月間となっております。出し手、受け手

の来年度だったり4年後5年後の意向を聞いた時に活動記録簿に書いて欲しいです。

18 番 地域外の方からよく質問されるんですが、3反以上という考えがあつてそれ未満の貸し借りに関してはどうかのだろう。とよく聞かれるんですよ。

事務局 1回に3反とされているということですか。

18 番 そうです。

事務局 それは違います。今まで持っている、借りている農地と合わせて3反になればいいです。例えば、今回1反であっても元から2反持っていれば誰かから1反借りることはできます。

18 番 そうじゃなくて、1回に借りる面積が3反未満ばかりなんです。

事務局 経営面積が合わせて3反ということですか。

18 番 3反に満たなかったら通すのはどうだろうってよく聞かれるんですが。そこは、聞いてみないと分からないってことですよ。

事務局 その方のお家の状態もあります。もちろん利用権設定をしてもらったら契約みたいなものですので、何か起こった時には契約を交わしているの、口約束だと急に貸さないと言われてたら文句言えなくなりますので。農業委員会としては手続きをとっていただくことをお勧めします。

18 番 3反未満でもお勧めしてもいいですか。

事務局 事務局に相談して頂いてその方の台帳等を見ていただければと思います。

18 番 分かりました。

14 番 来年の4月以降は、利用権設定や売買するのに下限面積は撤廃されるのですか。それによって、勧め方が色々あるし。撤廃されるのであれば4月以降に利用権設定しようかなと思っています。教えてください。

事務局 下限面積の撤廃は決定しているので4月からは撤廃されます。ただ、その時から農業委員会としてどのようにして判断していくのか、県の農業会議に説明を要請しています。下限面積は撤廃されますが、その他の150日以上従事とか他の要件は継続されます。借りる面積が少なくて手軽になる反面、責任の問題であるとか色々問題は出てくると思います。日にちが迫ってきていますが、対応策をみんなで考えていかなければならないと思っています。今やっています3反を下限面積

と決めた時は、告示しているのですが、その取り消しを4月までに総会で決定してくださいという指示まではきています。分かり次第、1月、2月に皆さんに相談しようと思っていたところでした。

事務局 続きます、目標地図を作るためのタブレットです。これが現物です。これ一応10台届いております。まだIDパスワードが来てないので、実はポチッとやったら入れるようになるんですけど入れません。物はこういうものです。

16番 利用状況を見に行き、農地の内容っていうのは全部入ってるっていう前提でいいのですか。

事務局 農地の情報が入ってます。

16番 僕が赤にしている、黄色にしている、青にしている情報がちゃんと入っているのか。入ってなかったこれ全部一から全部やるなら、もの凄いな時間がかかると思います。

事務局 このアプリの利用状況調査であったりとか、許可申請に特化したアプリなんで多分その辺はある程度、簡単に出来るようになってると思います。

16番 全筆大丈夫やなと見れたやつが、突き合わせて見ていかないといけないですよ。もう1回。僕が初年度やったように。

事務局 可能性はあります。
委員さんが打ち込んだやつを事務局の方で確認するような流れです。
農地台帳のデータが入っているので、利用権設定の内容とかも入ってます。

16番 青とか赤とか黄とかは入ってない。

事務局 入ってないです。

16番 それを入れていかないといけないのですか。

事務局 そうです。

議長 他に何かありませんか。
なければその他の件については、終了いたします。

議長 これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
今年最後の総会になりますので、職務代理から挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理

今年最後の総会お疲れ様でした。新しくなられた農業委員さん、推進委員さんだいぶ内容が分かってきたんじゃないかなと思っております。本来なら総会後に忘年会をもって、懇親を行う予定でしたがご承知のとおり新型コロナウイルス感染拡大で、出来なくなりました。本来なら皆さんとワイワイしながら1年を終わりたいと思っておりましたが、非常に残念に思います。

まだまだ今から新型コロナの拡大があるようでございます。また、それに加えて、インフルエンザの方も流行の兆しがあるようでございますので、皆さん体には充分お気をつけて新年を迎えていただきたいと思います。1月の総会には、皆さん元気な顔でお会いできることを祈願して、私の挨拶と致します。どうもお疲れ様でした。

議長

それでは、これをもちまして、令和4年度 四万十町農業委員会 12月総会を閉会いたします。ご起立願います。礼。ありがとうございました。

閉会 午後4時10分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長

署名委員 9 番

署名委員 34 番
